

第312号

令和4年10月21日

「全国青年統一行動期間号」

青年協

東京都千代田区霞が関3-1-1
財務省ビル西155号室
TEL. 03 (3581) 2573

国税労働組合総連合
青年協議会

発行・編集人 渡邊 勇樹

4.10.28 国税庁総務課交渉

(令和4年5月交渉時の様子)



令和4年10月21日(金)～10月28日(金) 全国青年統一行動期間

起こしましょう。

積んでいます。これからの国税の職場の将来を担う私たち青年層職員が、この「困難な時代」を乗り越えるため、今こそ行動を

しました。その結果、少しずつではありますが要求は実現されてきました。

私たちが国税労働青年協は、「明るく働きがいのある職場」「豊かな生活」を求め、意欲と希望がもてる処遇、研修制度、寮・宿舍、休暇制度などの様々な問題解決に向けて、積極的な活動を展開してきました。

青年協コラム（国税庁総務課交渉の重要性）

青年協は、国税庁総務課交渉を活動の中で最も重要な機会と位置付けています。

これは、国税庁総務課が組合の意見を関係各局に正しく伝えるための窓口であるからです。

青年協の意見や職場の課題を当局へ訴え、当局の正式な回答を得ています。

青年協は、これからも、国税庁総務課と信頼関係を築き「明るく働きがいのある職場」を目指して活動を行ってまいりますのでご協力をお願いします。

国税労働組合総連合青年協議会（以下「青年協」という）は、10月21日(金)から10月28日(金)を「全国青年統一行動期間」と位置付け、各単組と協力し国税局長（国税事務所長）に対して、「青年層固有の問題に関する要求書」を手交します。

10月28日(金)には、要求実現に向けて、国税庁総務課と交渉を行い、私たち青年層組合員約9,000名の声を強く訴えます。

本紙の裏面に令和4年10月28日に行われる国税庁総務課交渉での要求事項を掲載しましたのでぜひご確認ください。

青年層固有の問題に関する要求事項

1 処遇について

- (1) 普通科74期生の2級未昇格者について、令和4年10月1日付で直ちに全員2級昇格及び専門官昇任させること
- (2) 普通科75期生及び専科50期生について、令和5年4月1日までに全員2級昇格及び専門官昇任させること
- (3) 税務職員採用者及び国税専門官採用者の初任給の格付を改善するよう、関係機関に働き掛けること
- (4) 青年層職員の昇給水準の維持・向上を図ること

2 人事評価制度について

- (1) 人事評価制度を適切に運用するため人事評価に関する研修を行い、制度の趣旨を確実に理解させること
- (2) 人事評価制度の運用に当たっては、適切な事務量を確保すること

3 身上申告書について

身上申告書については、記載する本人の意思を尊重し、適切な助言を行うよう管理者への周知徹底を図ること

4 研修について

- (1) 本科研修の受講枠の拡大を図ること
- (2) 税務大学の学寮について、入寮基準を撤廃し、入寮希望者を全員入寮させること
- (3) 指導育成プログラムが効果的なものとなるよう周知を図ること
- (4) 採用時研修を集合形式で開催すること
- (5) ゼミ討議について集合形式で開催すること
- (6) 税務大学等の各種設備の点検整備を行うこと
- (7) 研修計画等について前広に周知を行うこと

5 寮・宿舎について

- (1) 寮・宿舎の完全確保を図ること
- (2) 世帯宿舎における複数人入居の解消を図ること
- (3) 既存の寮・宿舎の質的改善を図ること
- (4) 宿舎貸与基準の改善を関係機関に働き掛けること
- (5) 寮・宿舎の廃止に伴う強制退去にかかる移転料について全額当局負担となるよう関係機関に働き掛けること

6 職場環境について

- (1) 職員が安心して働くことができるよう、各種休暇等の整備に向け、関係機関に働き掛けること
- (2) ハラスメントの根絶のため、必要な措置を講ずること
また、ハラスメントが起きた場合は、厳正に対処するとともに十分なケアを行うこと
- (3) 働きやすい職場環境を醸成し、メンタルヘルスの問題を解消すること

7 その他

青年層職員が出張する際に生じる旅費の自己負担を解消するよう関係機関に働き掛けること